

## 第2回下水道事業経営に関する研究会 結果概要

- 1 日時：令和5年（2023年）11月17日（金） 13：00～15：00
- 2 場所：滋賀県庁 本館 4階 4-A会議室
- 3 出席委員：（五十音順、敬称略）  
宇野委員、齋藤委員、柴委員（座長）清水委員、勢一委員、只友委員

### 4 議題

- （1）滋賀県琵琶湖流域下水道事業にかかる負担の考え方について

事務局より資料に基づき説明

### 5 結果概要

- （1）全体的な意見の取りまとめ

受益者負担の原則から処理区ごとに負担金単価を算出するのが前提として、下水道処理に公共的な価値を見出すのであれば、そこが調整の余地となる。特に高度処理は公共的な側面が強いので、高度処理の考え方について検討ができる。

なお、下水道処理を遅くから始めたところは、逆に下水処理を始めるまでの間負荷を与えているので、その負荷をどう考えるのかも踏まえて議論をすることも重要。

次回の研究会に向けて、処理区ごとの負担金単価算出のプロセスや資本費軽減措置の制度要綱のような資料があれば、より処理区間格差是正の対応方法について検討できる。

- （2）各委員の意見概要

#### ○A委員

負担金単価の考え方で、基本的には処理区ごとに得られる利益から計算することは大前提だと思う。その上で、本来だったらそこまで高度に処理する必要がなかったが、琵琶湖のために高度処理を導入しているというのであれば、その公共性が高い部分の考え方を整理していくのはどうか。

比較するのであれば、維持管理負担金単価の内訳ではなく、原価の内訳により原価

が高くなった要因を、それに加えて、資本費軽減措置で維持管理負担金単価を抑えているのであれば、その状況が分かるようにした方が良いと思う。

負担金単価を水平的に調整するのか、負担金単価が高いところは県全体の公共性のためにやっていると考え、負担金の高いところを抑えるのかという考え方があると思う。

そのため、原価の内訳、軽減措置など具体的な数字を示してほしい。

#### ○B委員

処理区ごとに、供用開始時期や人口、建設規模の経済性により、負担金単価が異なっていると考えますが、高度処理に対して公共的な側面が強い部分がどこであるとか、負担金単価算出の基となる経費の総額や割合の情報により、処理区それぞれがどのように違うのかがわかるのではないかと。また、下水道処理は地形に影響されるので、それらの情報によっては資本費への対応について検討できるかもしれないため、それぞれの処理区の何が違って単価が違っているのかというところを示してほしい。

#### ○C委員

基本的には受益者負担の原則で完結した方が良いと思うが、下水道処理が社会全体に便益があるとして考えるのであれば、そこが調整の余地になると思う。

格差を是正する議論は受益と負担の関係がやや不明確になるので、格差是正をする部分に対して、公共的な価値を見出すことがいるのではないかと。

下水処理施設を作ることで、どこまでが公共の責任かについて整理しといた方が良いのではないかと。

負担金単価の低いところを上げる議論は難しい。高いところを下げることができるのかを考えた時に、法令上や考え方として整理ができるのか。

水道は全て同じネットワークで繋がっているが、下水道は分断しているため受益者負担の原則では一つのものとして成り立たせるのは難しいとも思う。

#### ○D委員

負担金単価の高い処理区が今後中期的に経営努力をすれば少しは格差が縮まるような解決の道はあるのか、それともそれ以上に人口減少が進んでいるのか、その関係性を踏まえた上で、どのような形で格差の是正をすれば持続化するのかという議論をし

でも良いと思った。

独立採算制と負担の公平、格差の問題は少し丁寧に確認したほうが良いので、公営企業の基本的な考え方を一緒に示すと議論がしやすい。

#### ○E委員

滋賀県の下水処理は琵琶湖が汚染されはじめたので、なんとか戻そうとして始まった。下水処理を遅く始めたところは、逆に下水処理を始めるまでの間負担を与えているので、その負担をどう考えるのかも重要だと思う。何年度から下水処理が始まっているかということも見たほうが良い。

環境基本法や水質汚濁防止法に立ち戻って考えても良いのではないかと思う。

#### ○F委員

単価の算定方針がどの処理区でも同じであるのに、最終的に計算される負担金単価が変わっていくプロセスを示してほしい。

負担金単価の格差是正は計算上できるかもしれないが、公共的な理念について現状を把握する資料が欲しい。

負担金単価が徐々に下がってきたのは、どのような経過によるものか説明があれば、経営努力の限界や、余地の有無について議論を展開していけると思う。